

十和田市国民健康保険特定健康診査等実施計画（概要）

（平成 20 年度～平成 24 年度）

1 計画の背景及び目的

当市では、少子・高齢化が進む中で市民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るため、「一次予防」に力を入れ、市民の健康づくりに取り組んできました。国は平成 18 年 6 月の医療制度改革関連法の改正により、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）に基づいて、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視し、生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施していくこととしました。これにより、当市の国民健康保険においても健康診査及び保健指導を実施することとなりました。

本計画は、その健康診査及び保健指導の充実を図るため、国保被保険者に対して法に規定する特定健康診査及び特定保健指導の実施方法及びその成果に関する基本的事項を定めるものです。

2 計画期間

この計画は、5 年を 1 期とし、第 1 期を平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とし、5 年ごとに評価と見直しを行います。

3 健康診査の受診状況

当市の平成 18 年度の 40 歳以上の基本健康診査の受診率は 34.2%で、県の平均受診率 41.5%に比べて 7.3%低くなっています。中でも男性の受診率が低く、女性と比べて 10.8%も低い状況となっています。

4 達成しようとする目標

特定健康診査等の受診率は国の特定健康診査等基本指針及び平成 18 年度までの 40 歳以上の基本健康診査の受診率に基づき、次のように年度目標を設定します。

< 年度目標 >

| 区 分 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 特定健康診査受診率 | 40% | 50% | 55% | 60% | 65% |
| 特定保健指導実施率 | 25% | 30% | 35% | 40% | 45% |
| 内臓脂肪症候群該当者及び予備群の減少率 | | 4% | 6% | 8% | 10% |

5 特定健康診査等の実施

特定健康診査の対象者は、当市に住所を有する 40 歳から 74 歳の国民健康保険被保険者の方で、実施項目は、基本的な項目と詳細な項目です。

特定健康診査の実施は、集団方式と医療機関方式により行います。

特定保健指導については、特定健康診査結果を基に階層化し、動機付け支援、又は積極的支援を直営方式と委託方式により実施します。

特定健康診査・特定保健指導のどちらも、実施場所及び実施期間は広報等で公表します。

また、特定健康診査の実施にあたっては、可能な限り他の健康診査と同時に実施できるように努めます。

6 費用の積算

特定健康診査・特定保健指導業務委託単価及び自己負担額単価は、毎年度決定します。

7 目標実現のための施策

「健康とわだ 21 フォーラム」や「食事バランスガイド」を利用し、知識の普及・啓発に努めます。また、保険協力員等による受診勧奨も行っています。

8 特定健康診査等の結果の通知と保存について

特定健康診査等の結果は、速やかに被保険者に通知し、データは保険者が管理保管することとし、特定健康診査の実施年度の翌年度から5年間保管します。保管するデータ等の保護については、十和田市個人情報保護条例を遵守し、漏洩防止に細心の注意を払います。

また、各年度の特定健康診査受診率等の実施結果については、翌年度に公表します。

9 特定健康診査等実施計画の評価、見直しについて

特定健康診査等実施計画に基づく実施状況については、年1回の評価検討を行い、必要があれば見直しを行うこととします。

なお、特定健診・特定保健指導の実施についての詳細は、健康推進課のホームページにてご欄下さい。

URL <http://www.net.pref.aomori.jp/~towada/kurasi/kenkou/seisounenki.htm>